

安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会条例（令和8年安来市条例第18号）第9条に基づき、地方独立行政法人安来市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員会において次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

- （1）法人の経営上の秘密に関する事項
- （2）個人の権利利益を害するおそれのある事項
- （3）その他委員会が非公開とすることを適当と認める事項

（会議の傍聴）

第4条 会議の傍聴に関する事項は、安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会傍聴要綱で定めるものとする。

（書面審議）

第5条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面審議に付することができる。

- （1）議事が急を要するものであるとき。
- （2）議事が軽易と認めるとき。
- （3）やむを得ない理由により会議を開催することが困難なとき。

2 委員長は、書面審議を行うときは、付議事項に係る資料を委員に送付し、意見を求めるものとする。

3 書面審議の結果は、次回の会議に報告するものとする。

(ウェブ会議の開催及び出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、ウェブ会議（インターネットを通じた映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話等を行うことができる方法を用いた会議をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議に参加することができる。この場合において、当該ウェブ会議に参加した委員を出席者とみなすものとする。

(議事録等)

第7条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、原則として公表するものとする。ただし、委員会において第3条各号のいずれかに該当すると認める資料については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

2 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料の公開の方法は、市のウェブサイトへの掲載等により行うものとする。

3 議事要旨は、委員長が内容を確認の上、速やかに公表するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。